

(電子メール施行)
教体第1029号
令和3年4月2日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえた県立学校における対応について

新型コロナウイルス感染が急拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

「まん延防止等重点措置」は、緊急事態宣言に伴う総合的な制限措置と異なり、特定の地域（市町単位）において特定の業態（営業や企業の状態、形態 例：飲食業等）に関する活動を制限するものです。

今回の重点措置の対象は、神戸市他3市に対して夜の飲食等を制限するものであり、教育活動を制限するものではありません。

しかしながら、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、感染防止対策をさらに徹底しながら、教育活動を行うようお願いします。

記

1 感染拡大防止の徹底

- (1) 児童生徒の感染は家庭内感染が大宗を占めることから、児童生徒等の体調管理・健康管理を徹底すること
- (2) 昼食など飲食時、体育や部活等の更衣時、近距離での指導時については、感染リスクが高いことについて特に注意喚起すること
- (3) 修学旅行を含む集団宿泊的行事等を実施する場合も、上記(1)(2)を徹底すること
なお、まん延防止等重点措置実施区域において、修学旅行を実施することは差し支えないが、その他の集団宿泊的行事については、可能な限り避けること

2 部活動

部活動における感染防止対策を改めて確認し、感染防止対策を徹底し活動すること。
ただし、合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しないこと。

3 変異株についての留意点

新型コロナウイルス変異株への感染の場合は、療養期間が長期にわたる恐れが高いことから、学習への影響を少なくするために、ICTを活用しながら教科ごとに家庭学習を適切に課すなど支援対策を強化すること。

【本件問い合わせ先】兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959

感染急拡大 まん延防止徹底要請

昨日、兵庫県は、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

そのため、特に感染が拡大している神戸市、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）を重点区域とし、今月5日から営業時間短縮要請など対策を強化することとしました。

事業者、県民の皆様には、必ず感染拡大を防ぐとの強い思いで、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆様へのお願い

○ 飲食店等は、次の取組についてご協力をお願いします。

- ① 営業時間短縮をお願いします。特に神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市は、5月5日までのご協力をお願いします。

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市		阪神北地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 中播磨地域 (姫路市、市川町、福崎町、神河町)
期間	令和3年4月1日～4月4日	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

- ② 飲食店等での感染対策の徹底をお願いします。

- ・ アクリル板の設置又は利用者の適切な距離の確保、消毒液設置、換気の徹底
- ・ 入場者にマスク着用を徹底し、していない者の入場を禁止
- ・ 発熱など感染症の症状のある者の入場を禁止
- ・ 従業員に対する検査の受診を勧奨
- ・ 飲食店は、カラオケ設備の利用を自粛

- ③ 飲食店等の感染対策実施状況について、見回り調査を行いますのでご協力をお願いします。

- 県内全域におけるイベントの開催にあたっては、人数上限を5,000人、かつ、屋内は、収容率50%以下、屋外は、人との距離を十分に確保してください。
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進してください。

県民の皆様へのお願い

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- 飲み会（宅飲み）など、大人数・長時間（2次会には行かない）の飲食は自粛してください。
- 会食時は1グループ4人単位とし、会話は、扇子やマスクで飛沫を防止してください。
- 会食後、数日間は人との接触に注意するなど、「人にうつさない」行動をしてください。

令和3年4月2日

兵庫県知事

井戸敏三